



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 45, 2024年3月～4月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2024年3月～4月）

内容

A: 米 SEC、気候関連の開示規則を最終化（3月6日）	3
B: EIOPA、2024年の監督上の優先事項を公表（3月11日）	4
C: 英 PRA、非システミックな銀行の健全な退出計画にかかる規制を公表（3月12日）	5
D: 豪 APRA、保険会社の主要な機能にかかる規制案を公表（3月14日）	6
E: IAIS、気候リスクにかかるガイダンス案を公表（3月19日）	8
F: 英 FCA、2024年～2025年のビジネス・プランを公表（3月19日）	9
G: 加 OSIF、気候リスク管理に関するガイドラインを改正（3月20日）	10
H: EIOPA、2025年の終局金利を公表（3月27日）	11
I: 馬中銀、消費者の公正な取扱いに関する政策文書を改正（3月27日）	12

A: 米 SEC、気候関連の開示規則を最終化（3月6日）

- 米国証券取引委員会（SEC）は、気候関連の開示規則を最終化した。最終規則は、①Scope 3のGHG排出量の開示を求めないこととしたこと、②Scope 1および2のGHG排出量の開示を一定の企業に限定したこと、③GHG排出量の開示にかかる保証について、合理的な保証の開始時期を後ろ倒しするとともに、一部の企業には限定的な保証のみを求めることとしたこと、など、同規則の公開草案から大きな修正が行われている。
- 最終規則によって開示が求められる主な事項は以下のとおり。

気候関連のリスクとその影響	<ul style="list-style-type: none"> • 短期（12か月以内）および長期（12か月超24か月以内）に、戦略や業績、財政状態など、登録企業（registrant）に重要な影響を与え得るとして特定された気候関連のリスク。 • 特定された気候関連のリスクが、ビジネス・オペレーション、商品およびサービス、供給者、購入者もしくは主要な契約のカウンターパーティ、気候関連のリスクを軽減し、もしくは、適応するための活動、ならびに、研究開発のための支出など、登録企業の戦略、ビジネス・モデルおよび見通しに与え得る重要な影響。
気候関連のリスクの低減と適応	<ul style="list-style-type: none"> • 登録企業が、重要な気候関連のリスクを低減もしくは適応するための活動を行っている場合、そのような軽減もしくは適応の活動から直接的に生じる、発生した重要な支出および財務の見通しや前提条件への重要な影響にかかる定量的および定性的な記述。
移行計画	<ul style="list-style-type: none"> • 登録企業が移行計画を採択している場合、移行計画にかかる記述、当該計画に基づき実施された施策にかかる開示（それらの施策が登録企業のビジネス、業績もしくは財政状態にもたらした影響を含む。）、および、開示されたそれらの施策の直接的な結果としての、発生した重要な支出、財務の見通しや前提条件にかかる定量的および定性的な開示。
シナリオ分析	<ul style="list-style-type: none"> • 登録企業が、シナリオ分析を行っており、かつ、気候関連のリスクが自身のビジネス、業績もしくは財政状態に重要な影響を与え得ると判断する場合、当該シナリオ分析にかかる開示。
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • 取締役会による気候関連のリスクの監督および、登録企業の重要な気候関連のリスクの評価と管理における経営陣の役割。
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> • 重要な気候関連のリスクの特定、評価および管理のためのプロセス、および、登録企業がそれらのリスクを管理している場合、そのようなプロセスが登録企業の全般的なリスク管理のシステムやプロセスにどのように統合されているかにかかる記述。 • 登録企業による内部の炭素価格（Internal Carbon Price: ICP）の利用が重要な気候関連の評価および管理にとって重要である場合、内部の炭素価格の利用にかかる開示。
指標と目標	<ul style="list-style-type: none"> • （登録企業が、自身のビジネス、業績もしくは財政状態に重要な影響を与え得る気候関連のターゲットやゴールを設定している場合）そのようなターゲットやゴールにかかる開示。
GHG排出量	<ul style="list-style-type: none"> • 登録企業が大規模早期提出会社（Large accelerated filer：LAF）もしくは早期提出会社（AF）であり、Scope 1および（もしくは）Scope 2の炭素排出量が重要である場合、それらの排出量にかかる開示。

費用および損失	<ul style="list-style-type: none"> • 甚大な気象イベントやその他の自然条件（ハリケーン、竜巻、洪水、干ばつ、山火事、高温、海面上昇など）の結果として資産計上された費用（capitalised costs）、支出された費用および発生した損失（1%および最低閾値（de minimis disclosure thresholds）に従う。） • カーボン・オフセットおよび再生可能エネルギー・クレジットもしくは認証（renewable energy credits or certificates：RECs）に関連する資産計上された費用、支出された費用および損失（それらが、登録企業の計画において、開示された気候関連のターゲットやゴールを達成するための重要な要素として利用される場合）。
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> • （登録企業が財務諸表を作成するために用いている見積りや前提条件が、甚大な気象イベント等に関連するリスクや不確実性に大きな影響を受けた場合）それらの見積りや前提条件の設定が受けた影響にかかる定性的な記述。
保証	<ul style="list-style-type: none"> • Scope 1および2のGHG排出量の開示について、AFは、限定的な保証を受けた保証報告（attestation report）を、GHG排出量の開示の遵守日から3年目の財務年度から報告しなければならない。LAFは、それに加え、合理的な保証を受けた保証報告を5年目の財務年度から報告しなければならない。

インプリケーション：米国SECの気候関連の開示が最終化されたものの、Scope 3のGHG排出量の開示が求められないことになったこと、合理的な保証の開始時期が後ろ倒しされたことなど、その内容は、公開草案の時点から大きく後退していると言える。これによって、気候関連の開示のグローバルでのコンバージェンスが遅れる、もしくは、実現されない可能性が高まったと考えられる。

（参考）SEC ‘SEC Adopts Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors’

B: EIOPA、2024年の監督上の優先事項を公表（3月11日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2024年から3年間の、欧州域内における戦略的な監督上の優先課題を特定した。その概要は以下のとおり。

今後3年間の優先課題	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社の財務の健全性：保険会社は、ガバナンス、リスク管理およびレジリエンスにかかる高い基準を維持しつつ、そのビジネス・モデルに大きな脅威を与える変化に適応する必要がある。保険監督当局は、保険会社の責任準備金の計算の実務、リスク管理および資本の水準の適切性と健全性のモニタリングとレビューを継続すべきである。 • 困難な環境における消費者の保護：保険会社および仲介者は、消費者の公正な取扱いを継続する必要がある。保険会社および仲介者は、消費者に対して価値を提供するとともに、脆弱な状況にある消費者に適切で十分な一時的猶予（forbearance）を提供できるよう商品を適応させることが重要である。
2024年の優先事項	<ul style="list-style-type: none"> • マクロ経済環境の影響の継続的なモニタリング <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、保険料の設定と責任準備金の計算のプロセスにおけるインフレーションの前提の適切性を正しく検討するとともに、クレジット・スプレッドの拡大、信用格付の引下げおよびデフォルトに照らし、信用リスクおよびカウンターパーティの信用リスクの管理の能力を評価することが期待される。

	<ul style="list-style-type: none"> - ORSAや資本および流動性などの主要な計画のプロセスにおいて強固なシナリオ分析が行われる必要がある。 • リスク移転のキャパシティと適切性 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社には、リスク管理の枠組みの適切性およびソルベンシーIIの要件への準拠を評価することが期待される。後者には、リスク削減の手法を用いたSCRの解放がリスク移転と同等であり、（グループ内再保険からの資産を含む）資産全体のポートフォリオについてプラudent・パーソンの原則が適切に適用されていることを確保することを含む。 - 保険監督当局は、保険会社の財務の健全性に与える影響を軽減するため、再保険の取決めの監督に追加的に焦点をあてる。また、EIOPAは、ソルベンシー目的のために、いくつかの再保険の取決めの取扱いについて、監督上のコンバージェンスが確保されるよう対応することを計画している。 • 保険料等に見合う価値の提供 <ul style="list-style-type: none"> - 保険商品の開発者には、保険商品が保険料等に見合う価値を提供していることを確保する、顧客本位の商品設計のプロセスを実施していることを確保することが期待される。特に、保険商品が、現下のマクロ経済環境に照らし、ターゲット市場のニーズ、目的および特性を満たしていることを確保することが期待される。 - 保険商品の開発者と販売者は、脆弱な状況にある消費者が公正に取り扱われ、また、一時的猶予を与える施策を設けることを確保すべきである。 - 保険監督当局は、保険会社の顧客本位の商品設計のプロセスの実施状況をモニターする。
--	--

インプリケーション：保険会社の財務の健全性の確保と消費者の保護の二つが、EIOPAの2024年の監督上の優先課題であると言える。その中で、再保険取引にかかる監督を強化することを示唆していることは特筆に値する。資産集約型再保険やファンド型再保険など、生命保険会社による資産運用リスクや長寿リスクの（オフショアの）再保険会社の移転が進展する中、欧州における監督アプローチが日本における再保険の監督にも何らかの影響を及ぼす可能性も想定される。

（参考）EIOPA ‘Union-wide Strategic Supervisory Priorities 2024-2026’

C: 英 PRA、非システム的な銀行の健全な退出計画にかかる規制を公表（3月12日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、システム上重要でない（non-systemic）銀行および住宅金融組合（以下、「銀行」と総称。）の健全な退出（solvent exit）計画にかかる監督上のステートメントを公表した。同ステートメントの主な内容は以下のとおり。

定義	<ul style="list-style-type: none"> • 健全な退出とは、銀行が、健全な状態を保ったまま、その業務を停止するプロセスを言う。銀行は、健全な退出に際し、すべての預金を移転もしくは返還しなければならない。
健全な退出に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行は、以下の事項を含む、健全な退出の分析にかかる文書を作成しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 業務を停止し、健全な退出を確保するための行動とそのタイムライン（預金の移転や返還を含む。）

	<ul style="list-style-type: none"> - 健全な退出のトリガーとなる財務および非財務の指標 - 潜在的な障壁とリスク（主要な職員の退職、複雑な企業形態、オフバランスシートの債務、預金の流出、代替可能でないサービスの提供等） - リソースとコスト（ヘアカットを考慮した資産の売却価格等の財務リソースや外部委託サービスの利用等の非財務リソース） - コミュニケーション（社内外のステークホルダーの特定を含む、コミュニケーション計画の作成など） - ガバナンスと意思決定（退出計画の実行の承認プロセス等） - 保証（健全な退出を確保するための内部もしくは外部の者による計画の保証）
健全な退出の実行計画	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行は、健全な退出を行う必要があると合理的に予測できる場合、もしくは、PRAに要請を受けた場合、健全な退出の実行計画を作成しなければならない。 • 銀行は、健全な退出を開始することを決定した際、その旨をPRAに通知しなければならない。

インプリケーション：保険会社についても、2024年4月を期限として、健全な退出にかかる監督基準案が市中協議に付されている¹。金融機関の市場からの健全な退出は、金融安定と消費者保護を確保する上で重要であり、今後、各国・地域で、システム上重要な金融機関以外の金融機関の健全な退出を確保する規制・監督が強化されることも想定される。また、このような枠組みは、日本において、地域金融機関や協働組織金融機関の市場からの健全な退出にも適用する余地があるものと思料される。

（参考）PRA ‘SS2/24 – Solvent exit planning for non-systemic banks and building societies’

D: 豪 APRA、保険会社の主要な機能にかかる規制案を公表（3月14日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）とオーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、4月19日を期限として、金融機関の説明責任制度（Financial Accountability Regime：FAR）にかかる規則の改正案を市中協議に付した。FARの下では、一定の閾値（※銀行の場合200億豪ドル、保険会社の場合100億豪ドル。）を満たす金融機関（Accountable Entity）は、同規則において定められる主要な機能（key function）に少なくとも一人の責任者（役員）を配置し、監督当局に届け出ることが求められる。なお、FARは、銀行については2024年3月、保険会社については2025年3月よりそれぞれ適用される。
- 同規則の改正案において示された保険会社の主要な機能の概要は以下のとおり。

主要な機能	役員が責任を有すべき統制等
資本管理	<ul style="list-style-type: none"> • 内部の資本十分性評価プロセス、ストレス・テスト、資本バッファーおよび資本調達手段を含む、資本管理機能。
回収と執行	<ul style="list-style-type: none"> • 金融商品・サービス、与信契約もしくは消費者リースにかかる債務のモニタリング、回収および執行ための方針、手順および実務。

¹「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 43, 2024年1月～2月）」記事Fを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202402_ins_regulation.pdf

コンダクト・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の経営陣や従業員に関する不適切な、非倫理的な、もしくは、不法な行為のリスクを特定し、モニタリングすることを含む、コンダクト・リスク管理。
データ管理	<ul style="list-style-type: none"> データ戦略、データ・アーキテクチャ、データ管理の枠組みとガバナンス、データの品質と危機管理（issue management）、および、データ・リスク管理（データの統制やデータ・プライバシーを含む。）を含む、データ管理。
財務および当局報告	<ul style="list-style-type: none"> 法定の財務報告、市場開示、規制上のデータ収集の準備を含む、財務および当局報告の機能。
財政的苦境のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 財政的に困難な状況にある消費者に対応し、管理するための方針、手順および実務。
保険リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 商品の設計、開発および募集、責任準備金の計算、ならびに、プライシングの機能（枠組み、戦略、方針、手順および評価等の側面を含む。）。
オペレーショナル・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> オペレーショナル・リスク管理の枠組みと戦略の維持、オペレーショナル・リスクとコンプライアンスの特定、評価および管理、オペレーショナル・リスクの統制の状態、オペレーショナル・リスクのプロファイルの評価、事業継続、ならびに、サービス・プロバイダ・リスクの管理を含む、オペレーショナル・リスク管理の機能。
商品設計と募集	<ul style="list-style-type: none"> 商品設計と募集にかかる義務の遵守に関するあらゆる活動。
商品の組成	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品もしくは与信契約や消費者リースに関連する、商品の組成にかかる義務（開示、契約、表示および責任ある与信を含む。）。
再建、退出および破綻処理計画	<ul style="list-style-type: none"> 再建および退出計画の機能（ガバナンスの取決め、トリガーの枠組み、政策措置、シナリオ分析、再建能力の評価、および、コミュニケーション戦略を含む。）。 破綻処理計画の機能（重要な機能の特定におけるAPRAの支援、政策措置の実行可能性の評価、破綻処理計画の実施の障壁の除去を含む。）。
再保険の管理	<ul style="list-style-type: none"> 再保険戦略、管理および実務を含む、再保険の機能。
詐欺の管理	<ul style="list-style-type: none"> 詐欺による消費者の損害を回避および軽減し、また、詐欺に対応するための方針、手順および実務。
テクノロジー管理	<ul style="list-style-type: none"> テクノロジー戦略、利用されているテクノロジーのライフサイクル管理、テクノロジーにかかる統制の状態、情報セキュリティ、障害からの復旧、テクノロジーのオペレーションとインフラストラクチャを含む、テクノロジー管理。
教育とモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品やサービスを提供する職員等の教育とモニタリング。
保険引受	<ul style="list-style-type: none"> 保険引受マニュアル、方針および手順の作成および維持、作成された方針と統合的な保険引受基準の維持、保険引受機能のリソース、権限の委譲と権限、ならびに、予算と予測を含む、保険引受の機能。

内部通報の方針とプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 内部通報の方針とプロセスの実施とモニタリング。
--------------	---

インプリケーション：同規則（案）が示す保険会社の主要な機能のリストは、非常に網羅的なものであると考えられる。このことは、保険会社の経営陣には、自社の組織や活動のすべてについて説明責任を果たすことが求められていると解釈できる。今後、一定の水準を超えるインシデントについて、より一層経営陣の責任が問われることとなるものと考えられる。

（参考）APRA ‘APRA and ASIC release a cross-industry information package on the Financial Accountability Regime’

E: IAIS、気候リスクにかかるガイダンス案を公表（3月19日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、4月15日を期限として、気候リスクの観点からアップデートした保険基本原則（ICPs）の改正案を市中協議に付した。同改正案は、ICP 15（投資）および16（ソルベンシー目的のERM）に、それぞれ気候リスクにかかるガイダンスを追加することを提案している。提案されたガイダンスの主な内容は以下のとおり。

ICP	ガイダンス（案）
ICP 15 （投資）	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、気候変動などの様々な外的リスクが外部の信用格付において勘案されている程度やその時間軸を検討し、必要に応じて、信用格付に調整を加えるべきである。 保険会社は、伝統的なリスク・カテゴリーを通じて、気候変動が自身の投資に与える潜在的な影響を検討し、また、その影響を評価すべきである。投資の意思決定は、気候変動にネガティブな影響を与える可能性があり、そのことが保険会社の投資に財務的な影響を生じさせ得る。保険会社は、そのことを勘案し、投資先とのエンゲージメント、資産の売却もしくは投資戦略の変更など、適切な措置を講じることを決定し得る。それは、保険会社の風評リスクの管理にもつながり得る。 保険会社は、気候関連のリスクが、資産・負債管理の前提条件にどのように影響し得るかを検討すべきである。 監督当局は、保険会社が投資から生じるリスクをどのように特定し、分析し、モニターし、管理し、統制し、報告しているかを評価すべきである。その評価には、保険会社が短期、中期、長期の様々な時間軸をどのように考慮しているかを含む。
ICP 16（ソルベンシー目的のERM）	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、外的なリスク要因を評価するに際し、新たなエマージング・リスクや既存のリスクの根源の変化の存在の有無を考慮すべきである。 気候関連のリスクなど、長期で非線形の複雑なリスクについて、シナリオ分析は、保険会社がどの程度リスクにさらされており、また、保険会社が生じ得るショックを吸収できるか否かをフォワードルッキングな方法で評価するためのアプローチであると考え得る。 ストレス・テストやシナリオ分析は、マネジメント・アクションの効果や様々な時間軸における気候関連のリスクの変化を測定するために利用され得る。 気候関連のリスクについて、保険会社は、投資ポートフォリオの満期内の長期的な時間軸、重要な気候関連のリスクが自身の投資に与える影響、自身の投資が気候に与える影響、および、顧客のサステナビリティにかかる選考を投資戦略において勘案すべきである。

インプリケーション：国際的な保険監督基準である保険基本原則（ICPs）に、資産運用やリスク管理の領域で気候リスクの観点が盛り込まれることとなることは、一定の意義があるものと考えられる。日本の保険会社についても、これらのICPsを意識し、気候関連リスクの管理の高度化を進めることが期待される。

（参考）IAIS ‘Public consultation on climate risk supervisory guidance – ICP guidance and supporting material’

F: 英 FCA、2024 年～2025 年のビジネス・プランを公表（3 月 19 日）

■ 英国金融行為規制庁（FCA）は、今後12か月のビジネス・プランを公表した。同プランの主な内容は以下のとおり。

<p>主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金利上昇とインフレーション：インフレ率はここ数か月で比較的大きく低下しているものの、依然として、イングランド銀行が示している2%のターゲットを超える水準にある。金融政策は、中期的に持続可能にインフレ率を2%のターゲットに戻すために、十分に長期にわたって引き続き制限的である必要がある。 グローバルな金融リスク：主要な国において公的債務が高い水準にあることは、英国の金融安定に影響を与え得る。 地政学リスク：地政学リスクは依然として高く、グローバルな成長の足枷となっているほか、海運や交易に影響を与えている。
<p>優先事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者保護：消費者のための長期的な金融上の幸福（financial well-being）をサポートし、個人投資市場におけるイノベーションを促す。また、年金商品が保険料に見合う価値を提供することを確保する。さらに、不正や詐欺を回避するため、人工知能（AI）の利用を進める。 市場の清廉性の確保：広範にわたる資本市場の改革を最終化する。厳格な市場の監視を行うため、データおよび技術への投資を継続する。 効果的な競争の促進：消費者に良い成果（outcomes）が提供できるよう、競争とイノベーションを促進する。 国際的な競争力と成長：サンドボックス等を通して、金融サービス企業が英国に投資し、革新をもたらし、事業展開を広げるための機会を提供する。
<p>主要なコミットメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融犯罪の削減と防止：リスクが高い企業や活動を対象にできるよう、インテリジェンスやデータをより効果的に利用するため、システムへの投資を増加させる。 顧客のニーズの優先：バリュー・チェーンにおける手数料の透明性を検証するため、ユニットリンク型の年金商品や長期の貯蓄性商品を注視する。また、保険会社の保険金支払い請求に対する対応の迅速性をモニターする。さらに、弱い立場にある顧客に対する金融機関の対応をレビューする。 グローバルのホールセール市場における英国の地位の強化：T+1決済にかかる業界の取組みをサポートすることによって、イノベーションや市場の発展を奨励する。

インプリケーション：保険について、年金商品の保険料の適切性、ユニットリンク型の年金商品や長期の貯蓄性商品の手数料の適切性、および、保険金の支払いの迅速性に言及があることは注目に値する。手数料を含めた保険料の適切性は日

本においても監督上の優先課題の一つであると考えられることから、英国における監督上のアプローチは、日本の監督当局にとっても参考になるものと思料される。

(参考) FCA 'FCA sets out plan for the year ahead'

G: 加 OSIF、気候リスク管理に関するガイドラインを改正 (3月20日)

- カナダ金融機関監督庁 (OSFI) は、2023年3月に公表した「気候リスク管理に関するガイドライン」を改正し、開示項目を、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が策定した「IFRS S2気候関連の開示基準」と整合するものとした。同ガイドラインにおいて強制的に開示が求められる項目と時期の概要は以下のとおり。

カテゴリ	開示内容	D-SIBs/ IAIGs	その他
ガバナンス	気候関連のリスク (以下、「気候リスク」) と機会の監督に責任を有する監督機関	2024	2025
	気候リスクと機会のモニタリング、管理および監督における経営陣の役割	2024	2025
戦略	気候リスクと機会がキャッシュ・フロー、資金調達もしくは資本コストに与え得る影響	2024	2025
	気候リスクと機会がビジネス・モデルとバリュー・チェーンに与え得る影響 気候リスクと機会に対応することによるビジネス・モデルの変更、ならびに、低減策および適応策 気候リスクと機会が財政状態、業績およびキャッシュ・フローに与え得る影響	2024	2025
	気候移行計画	TBD	TBD
	複数のシナリオの下での戦略のレジリエンス	TBD	TBD
リスク管理	気候リスクの特定、評価、優先付けおよびモニタリングのプロセスと方針	2024	2025
	気候機会の特定、評価、優先付けおよびモニタリングのプロセス	2024	2025
	上記のプロセスや方針の全社的なリスク管理への統合の程度	2024	2025
指標と目標	気候リスクと機会の評価の指標	2024	2025
	GHG排出量 (Scope 1および2) (その計測に用いるアプローチや計算・開示の報告基準を含む)	2024	2025
	GHG排出量 (Scope 3) (Category 15を含む。投融資先の排出量、AUMからの排出量、保険関連の排出量をそれぞれ分けて記載) (その計測に用いるアプローチや計算・開示の報告基準を含む) Category 15にかかる追加的な開示	2025	2026
	気候関連のターゲット (定量および定性) にかかる情報	2024	2025

	業界共通の指標（移行リスク、物理的リスク、機会、資本の配賦、内部炭素価格、報酬（※D-SIBsとIAIGsのみ）	2025	2026
	業種別の指標	2025	2026

■ なお、ガバナンスとリスク管理にかかるガイドラインの主な内容は以下のとおり。

ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 原則1：金融機関は、気候リスクを管理するため、適切なガバナンスと説明責任の体制を構築すべきである。 原則2：金融機関は、気候変動から生じる物理的リスク、および、低GHG経済への移行に関連するリスクが金融機関に与える影響を、自身のビジネス・モデルおよび戦略に反映するべきである。
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 原則3：金融機関は、自身のリスク・アパタイト・フレームワークに従い、気候リスクを管理し、低減すべきである。
シナリオ分析とストレス・テスト	<ul style="list-style-type: none"> 原則4：金融機関は、気候リスクがそのリスク・プロファイル、事業戦略およびビジネス・モデルに与える影響を評価するため、気候シナリオ分析を用いるべきである。
資本と流動性の十分性	<ul style="list-style-type: none"> 原則5：金融機関は、気候リスクに対する十分な資本と流動性のバッファを有するべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、気候リスクを、内部の資本十分性評価プロセス（ICAAP）もしくはORSAのプロセスに取り込むべきである。

インプリケーション：監督上のガイドラインが国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の「IFRS S2気候関連の開示基準」と整合的なものとなっている点は注目に値する。同ガイドラインの施行によって、カナダでは、重要な金融機関（D-SIBsやIAIGs）のみならず、すべての金融機関に気候リスクの管理の推進が求められることとなる。今後、日本においても、金融機関に対して同様の取組みが求められることとなる可能性があるものと思料される。

（参考）OSFI ‘OSFI continues building climate resilience’

H: EIOPA、2025年の終局金利を公表（3月27日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2025年に適用される終局金利（Ultimate Forward Rate = 期待実質金利 1.20% + 期待インフレ率）を公表した。主要な通貨のUFRは以下のとおり。なお、2021年の期待実質金利は1.50%であり、2025年と2021年の終局金利の差異は、期待実質金利の変化によるところが大きいものと思料される。

通貨	2025年	2021年 (参考)	2023年金融庁FT (参考)
ユーロ	3.30%	3.60%	3.80%
GBP	3.30%	3.60%	3.80%
スイス・フラン	2.30%	2.60%	-
オーストラリア・ドル	3.30%	3.60%	3.80%

カナダ・ドル	3.30%	3.60%	3.80%
日本円	3.20%	3.50%	3.80%
米ドル	3.30%	3.60%	3.80%

インプリケーション：EIOPAが示したUFRの水準は、金融庁が2023年のフィールド・テスト（FT）で示したそれと一定程度乖離がある。今後、日本においてUFRがどの水準に設定されることとなるのか注目に値する。

（参考）EIOPA ‘EIOPA publishes the Ultimate Forward Rate (UFR) for 2025’

I: 馬中銀、消費者の公正な取扱いに関する政策文書を改正（3月27日）

- マレーシア中銀（BNM）は、2019年11月に公表された「金融消費者の公正な取扱い」に関する政策文書を改正した。主な改正のポイントは、弱い立場にある消費者に関するアウトカムと原則をあらたに定めたこと。
- 同政策文書に定めのある7つのアウトカムの概要は以下のとおり。

アウトカム1	<ul style="list-style-type: none"> 金融消費者（financial consumer：金融商品・サービスの利用者）は、金融消費者の公正な取扱いとその最善の利益の勘案が企業カルチャーとコア・バリューの中核を成す金融サービス・プロバイダ（FSP）と取引を行っていることに自信を持っている。
アウトカム2	<ul style="list-style-type: none"> 金融消費者は、不公正で差別的な対応を受けない。
アウトカム3	<ul style="list-style-type: none"> 金融消費者は、取引の前後を含め、情報に基づく意思決定ができるよう、明確で、関連する、タイムリーな情報の提供を受けている。
アウトカム4	<ul style="list-style-type: none"> FSPの職員、代理人およびエージェントは、金融消費者と接する際、しかるべき注意、対応および努力を払う。
アウトカム5	<ul style="list-style-type: none"> 金融消費者は、自身の金融ニーズや環境を勘案した、適切なアドバイスと提言を受ける。
アウトカム6	<ul style="list-style-type: none"> 金融消費者の苦情や請求は、迅速、公正かつ効果的な方法で対応される。
アウトカム7	<ul style="list-style-type: none"> 弱い立場にある消費者（vulnerable consumers）は、FSPによって公正かつ同等に扱われる。（※「弱い立場にある消費者」は、①金融サービスへのアクセスが困難である、もしくは、支援を必要とする者、②財政的なショックへの耐性が低い者、③一時的、もしくは、長期的な財務上の困難につながる生活上のイベントを経験している者、④金融商品やサービスを利用するに際し、十分な金融リテラシーや経験を有していない、または、言語能力が十分でない者、を言う。）

インプリケーション：「弱い立場にある消費者（vulnerable consumers）」にかかる原則を設ける国・地域が増えてきているように感じられる。弱い立場にある消費者に対して金融機関がどのように対応すべきか、今後、国際的な議論が進展する可能性もあり、そのことは、日本の金融機関にも何らかの影響を及ぼし得るものと考えられる。

（参考）BNM ‘Policy Document on Fair Treatment of Financial Consumers’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をすることはできません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301